

別記様式第 2 号

会議の概要報告

|                 |   |
|-----------------|---|
| 会議の名称           | 行政改革懇談会   |
| 1 開催日時          | 平成 21 年 11 月 10 日 (火)<br>14 時 30 分 ~ 16 時 13 分  |
| 2 開催場所          | 本庁舎 第 2 会議室 (1 階)                               |
| 3 委員等の人数        | 15 人  |
| 4 出席委員等の人数      | 10 人  |
| 5 議題            | (1)行政改革大綱案について<br>(2)その他                        |
| 6 会議の公開・非公開の区分  | 公開<br>一部公開<br>非公開<br>一部公開・非公開の理由                |
| 7 傍聴者の数         | 0 人   |
| 8 会議資料の名称       | 資料 1 現行行政改革大綱と新行政改革大綱案の比較表<br>資料 2 行政改革大綱案 (要旨) |
| 9 会議の概要 (発言の要旨) | 別紙のとおり  |
| 10 その他          |   |

## 平成 21 年度 第 2 回佐野市行政改革懇談会 会議録（要旨）

### 1 . 開 会

### 2 . あいさつ

- ・ 佐野市副市長 野 城 良 弘
- ・ 会 長 亀 田 好 二

### 職員紹介及び資料確認

### 3 . 議 題

#### （ 1 ）行政改革大綱案について

事務局：説明・・・資料 1 , 2

委員：あくまでも行革というものは、現在かかっている総支出金を減らすというのが大きな目的になる。税金も不足しているから出費を減らそうということか。

事務局：佐野市の行政改革は、継続的に今の財政がこのまま持つような形、持続可能な財政運営というのが最大の目的である。今の財政のように基金を取り崩しいると、いつかは基金もなくなってしまふ。そうならないうちに出ていくお金を極力減らし、入ってくるお金を増やせば財政的に安定する。だから目的としては、継続的に市が財政運営をしていくことであり、委員の発言のとおり出るお金を減らすことも行革の大きな目的の 1 つになる。

委員：いかにこのまま財政を続けていくか、経費削減が大きな目的になってくると思う。これに倣い、この市民サービスの向上が出ているが、具体的にはどのような方向でいくのか。

事務局：今こういう視点から具体的にどういう計画ができるか照会している。それを集め、新たに具体的にどういうことをするかという実施計画を策定中である。今までこの分野でどういうことをやってきたかという、例えば今までの電子市役所の推進というものが今回の（ 2 ）電子化の推進ということになり、情報ネットワークの格差をなるべく是正していくとか、市のホームページをできるだけ見やすくし、内容を充実していくとか、1 部の公共施設の予約をインターネットで出来るようにしていくとか、それから来年あたりから税金の電子申告を出来るようにするとか、市民の方が便利にしてくことが電子化の推進ということになる。それから、（ 1 ）市民ニーズに対応したサービス

の向上は本来の市役所の課題で、出来るだけ市民の方のいろいろな意見を聞いて、変えていくということになる。それから(3)情報公開の推進については、特にこれから基本方針の2番の市民との協働ということが課題になってくるが、そうするには市役所がどういうことをしようとしているのか、あとはこういった会議を市民に開放するとか、市民の皆さんと一緒にやる以上は、個人情報の保護に留意しながらなるべく市の情報を提供していくような方向に持っていくことになる。

委員：これから情報化は必要になってくるので、電子化の推進も必要だと思うが、全員がインターネットを出来るわけではないし、ホームページが見られるわけではない。出来ない人が多いと思う。これからそういった人たちへの行政サービスということも具体的に必要になってくると思う。

委員：今ものすごい高齢化で、インターネットが使えない人もいる。1人暮らしとか、高齢者だけの世帯が多く、そこに電子化といっても使えない。そういう点も少し考えた方がいい。

委員：鹿沼のまちの駅というのが新聞に出ていた。町の中にいくつも休憩所、要するに昔の井戸端会議みたいな形にして、一般の人や周りの人が集まって、いろいろな話の中から情報を得るという進め方をしている。佐野市として、将来的に商店街の空き店舗を利用してやるのが可能だったら、削るところは削って、そういうところにお金を出して集まる場所を作るという形も入れてもらいたい。

会長：情報交換の場も行政サービスの一環であり、機械化だけではない。基本方針ごとに説明していただきたい。

事務局：説明(基本方針1、2)

会長：市と市民の役割分担とあるが、これは言葉では簡単だが、具体的にはどうなのかというと非常に難しいところがあり、そこは十分に運用の段階で分かるようにしていただきたい。

事務局：例えば役割分担では、市内にある公園の植栽や清掃を一挙に市の所管する部署がやろうとすると、手間やお金、人手も要る。それよりはここの公園は地元の人たちが交代でやってもらえないか、やりましょう、という行政側と地元の人との理解が付けば、1ヶ月に1回くらい公園の掃除をすればきれいな公園が保てる。役所がどこまでやるのか、市民の方に協働としてどういったことをやってもらうのかということがきちんと分けられれば市民との協働がうまくいく。まずはそういった役割分担を決めていくようにして、段々と協働を進めていくというの

が趣旨である。

会長：これは大綱だからこれでいいが、運用段階ではそういう点も入念に配慮し、中に含まれていくように各部門へ説明してもらいたい。

委員：公園管理はかなり手間のかかり、分担制を採っていかないと、全部市のほうでやるといったら非常に大変だ。実は前に梅林公園の管理をしてもらえないかと話があった。現地を見ると非常に荒れていて、役所でやるといってもなかなか大変だと思う。だから分担制を採ってやるということは非常にいいことで、現地に行ってきたり何とか出来るかなという考えを持っていたが、そのあと何も話はない。そういった管理しなければならないことが非常に多く、何かしら対策を取っていかないと荒れ放題になってしまう。これから高齢化社会で、耕作放棄地とか増えてくる。早めに対策を取っていかないと大変なことになると思うが、その辺もやってもらいたい。

委員：今の役割分担では福祉の面でも言えるだろう。福祉課の担当や、社協の担当とか分かっているが、それぞれが役割分担して一元化できると思う。そういった意味で会長の言うとおり簡単な言葉だが、具体的に福祉の面や放棄地の問題もなかなか現場では解決できない。放棄地では結局一部業者が持っている部分があり、誰がどこにどういうふうに仕掛けるとそこが解消できるのか、そういう話にならない。農地の方も、農業委員会に話をしても権限がないという話で具体的に推進できない。そういうこともあるので、この分担という部分でいろいろ考えられる。

委員：それに関連して、市民参加でボランティアことはどう考えているのか。元気な人はいっぱいいるし、何か災害があるときもあちこちからすぐに出てくれる。そういう力を利用して、お金を使わないでも市の方に協働参画していただき、意識を向上させながら何かそういうものを少しずつ作るというような企画はあるのか。

事務局：この2番の市民との協働というのは1番難しい課題で、今回大綱案をつくるにあたって、前回の第1次大綱からしてもほぼ全面的な改定になった。これは22年度に始まる佐野市総合計画に歩調を合わせた形で改定した。大変難しい概念、新しい考え方でもある。今ボランティアという話が出たが、NPO活動というのが一番ここに絡んでくる。各地のニュース等でNPOが、地域起こしや介護関係、それから中山間地域の過疎化の問題に取り組むとか、そういったものが伝えられているが、ああいったものが考えられる。ただ市民との協働というのはNPOに代表されるような新しいものばかりではなく、例えば町会の活

動も一面ではこういった部分もあり、公園の管理も既にお願ひしているところもある。それと、例えばもしかしたら消防団も、古い歴史があるがたぶん市民との協働の1つではないかと思う。新しいものとしては災害時の要援護者関係も市民との協働の範疇に入っているだろう。そういったことで、ボランティア精神というものがこの市民との協働では大変中心的な位置を占めると考えている。具体的な計画は、例えばまちなか活性化にしろ、中山間地域の対策にしろ、佐野市の総合計画で取り上げている課題ではある。この行革では市役所の仕事の見直しというのがテーマで、その側面から市民との協働を捉えていくため、総合計画とはまた別の面で、今まで市役所が専門的に担ってきたものを市民との協働の観点から見直せないだろうかという提案である。今研究部会等で細かい実施細目の話し合いが行われていて、そういう中でできるだけ実現性のあるものが考えられてくればというふうに思っている。

会長：本当に一番難しい。農地の問題、あるいはお店のシャッターが皆下りた、家庭は核家族で独身の方が多い。ほんとうに大変な時代というか、お金が十分にあればそういうこともないが、市の財政もあまり豊かでないし、出来ない。今後どうやるかが大きな課題だと思う。この懇談も、大綱を推進するにあたり大いに役に立つのではないかと思うので、続いて貴重な発言をお願いしたい。

委員：市民サービスの向上や市民との協働といったとき、電子化の推進というのがあるが、それによって対面的なサービスがすごく少なくなってくる傾向があると思う。筑波とかでは公民館でも、必要最低限の書類がそこで取れるというのがあり、そういう電子化が進んでいる。欲しい情報が取れるような環境であれば、インターネットにしても情報公開にしても、もう少しやりやすくなると思う。高齢だからインターネットが使えないというのではなく、どういう情報を知りたいか、あるいはそういう興味の部分が出てくると思う。葉っぱビジネスで有名なところでは70～80の高齢の方がコンピュータを駆使して、相場を操って、出荷量とかを朝起きるとスイッチを入れて見る。それによってもう病気なんかしていられないということで健康管理ができ、今まで医療費が一番高かったまちが、一番低くなった。そういった意味で行政側は町の中にいろいろな資源があって、それをどうやって行政経営するか、まちをどうやって管理していくかという視点がないと、なかなか難しいと思う。役所といえども経営者という感覚を持って、こういうものが出てくる、じゃあ具体的にどうしたらいいか。例えばボラ

ンティアでは活動したことによって何がうまれるのかというのがないと難しいと思う。九州のほうでは竹やぶの問題がすごい。それを第3セクターで竹炭のビジネスに変えるとか、ただでそれを引き取ってきてビジネスに変えるという手法も結構出てきている。それからこの前テレビで、栃木では休耕地をなかなかいろいろな制約があって貸してもらえなかったのが、茨城へ行ったらすぐに貸してくれて、そこでやる事が出来たという。いろいろな部分で足かせというのが分かってくるし、行政の方でそれをいかに管理して、そのニーズに対してやりやすくするか。自分たちは極端に言うと素人だから、やっぱりまちのことを良く知っているのは行政の方なので、その中でこういう問題があるよ、こういうことがあるよ、じゃあここはどうしたらいいでしょうかって投げかけてもらえると活発になるだろう。まちなかの活性化にしても、結局空き店舗対策で補助を出したとしても結局利益を得るのは入居者ではなくその地主で、地主にお金が下りるようなシステムだから、なかなか地価を下げない、あるいは借りる床面積の単価を下げない。それによって空き店舗がずっとそのままになっている。行政とするとこうしたら空き店舗対策というのでも動かせるのかと投げかけていただければ、もうちょっと活発に意見が出せるだろう。

会長：どうかいい知恵を貸してくれという意見だったが、事務局もこれを反映していただきたい。では3についてまた説明してもらい、議論したい。

事務局：説明（基本方針3）

委員：助成金の見直しというのがあるが、助成金は少なくして仕事は多い。今本当に仕事は増えていて助成金は少なく、これはたしかにボランティア精神でやってもいいということもあるのだろうが。

会長：他の委員はそのへんについてはどうか。

委員：民生委員も広域になって、非常に大変だと聞く。また助成金も非常に少ない。サービス等に関しても見直しというのは全面的に必要とは思いう。例えば公園も地域によってものすごくばらつきがある。開発するときにはほとんど周りに人がいないのに都市公園を作らなければならないし、管理するのはかなり難しい。一方で町内に公園がなく、子どもたちの遊び場がない状況もある。民生委員に関しても、社会福祉協議会のほうからどんどん仕事が増えて、本来の民生委員の仕事に加えて協働ということで仕事が増えている。あと30年くらいすると高齢化で完全に逆転する中で、老々介護ではないが、そういう状況に向かっているから、地域で出来ることと行政で出来ることをきちんとす

み分けし、やっていく必要が出てくると思う。その時に私たち自身と、それから行政で何が出来るのか。行政側からある程度働きかけがあって、それに対して自分たちがどう助けることが出来るのかという立場でやっていかないと難しいと思う。実際に太田では人が減っているにもかかわらず、前よりも行政サービスは良くなっている。それは行政側のこういうサービスをしたらいいのではないかといういろいろな提案で生まれてきている。先ほどの竹やぶでは鷺の糞害の問題がある。行政で最終的に出来るのは迷惑条例を作るしかなく、実際なかなか地主さんが対応してくれないことがある。逆に竹を切って公園にし、地元で管理させたらいいという発想もあるが、一方でそれを切ったらその鷺は別なところで迷惑に、それではその人はずっと泣き寝入りという話になってしまうが。その時に町会なりが一体化してその地主に交渉していく、結局その地域ぐるみでどれだけ強い体制が取れるかということに尽きてしまう。その中でどうやったら行政がただ指導だけではなく、サービスの積み上げをしていかないと、先が見えてこないことになる。

事務局：補助金の見直しについては、民間の委員 6 人、1 年半の間に 22 回の会議を重ねたということである。見直しの対象となった補助金 299 件を検討したということで、最終提言は本年中に出来、それに基づき 22 年度以降、各担当課において補助金の見直しに着手する予定ということである。それから行政評価システムについては、ホームページ等で既に毎年度公開しているが、平成 20 年度の行政評価で言えば、1461 事務事業を評価し、そのうちコスト削減の取り組みをしたものが 570 ということである。

委員：補助金の検討委員会の委員 6 名は、具体的にどういう方が入っているのか。

事務局：この懇談会と同じように各種の民間団体の推薦をいただいた方であり、商工会議所の副会頭や県職員の OB、税理士、それから女性団体の方が入っていたかもしれない。

委員：( 5 ) 行政評価システムの活用で、評価は内部でやるのか。

事務局：各担当課で評価するので、内部ということになる。それが今は予算編成に使われたり、人事評価に使われたり、そういった多方面の活用に取り組んでいるところである。過年度の事務事業の評価をするだけではなく、それを次年度の予算へ反映させるとか、職員の人事評価に活用するとか、そういった展開になっている。

委員：それは第 3 者が入ることは出来ないのか。

事務局：今のところは第3者ということはしていない。全事務事業の見直しということで、先ほど1461の事務事業と申し上げましたが、このところ実際の事務事業数は1600ほどで推移している。その全事務事業について事業仕分け的な短時間でするようなことは非常に難しいだろう。今担当課で結論が出ないようなものについて2次評価会議を実施している。それも内部ではあるが、担当者から離れて上層部による価値判断をするということである。もし外部の方の意見を聞くとすれば、この全事務事業というようなことは考えられず、2次評価にあがったものについて外部ということも今後考えることはできるだろう。

委員：足利の例があったので質問したが、出来れば2次評価の時にそれをやれば何か貴重な意見が上がってくると思う。

委員：(9) 外郭団体と第3セクターの見直しで、市の関与や団体のあり方など必要な見直しを行うとあるが、どういう部署でどのくらい管轄・管理しているのか

事務局：社会福祉課が所管する社会福祉協議会、文化振興課で所管する文化振興事業団、農政課で所管する農業公社、政策調整課で所管する施設管理公社、観光課で一応関与する株式会社どまんなかたぬま(3セク)、それから用地課で所管する土地開発公社。以上がここでいう外郭団体・第3セクターとして直接的に関与する部分である。

委員：市と合併してから、福祉協議会費の収める額が少なくなった一方で、1人暮らしの老人への配食が半分になってしまった。2~300円会費を安くして、それで独居の人たちの給食を半分に減らすというのはいかかなものか。確かに納める額は2~300円安くなったが、今度は供給が減らされているという矛盾、福祉協議会の本当にやるべきことというのが切られている。こういうのは、行政の指導があるのか、それとも福祉協議会の独自なのか。

事務局：合併して新佐野市になり、その後社会福祉協議会も1市2町にあったものが合併して佐野市社会福祉協議会になった中で、やはり行政と同じようにそれぞれがやっていたいろいろな事業を調整したと思う。これは市の行政指導ではなく、あくまで社会福祉協議会が合併する時に事業の多くのあり方というなかで、そういう会費をどうするということになったと思う。佐野に合わせたものもあるし、田沼に合わせたものもあるだろう。

委員：配食についても以前は毎週金曜日にやっていたが、今は1ヶ月に3回になった。

委員：減っているのは、今の時代に逆行していないか。それは社協の問題な

のか。

事務局：社協の財政状況等もあると思う。

委員：佐野の方に合わせるという考え方だ。田沼でやっていたことがあったけど、佐野市に合併したことによって、佐野市の方向に合わせてくれ、というような話だ。

委員：それは戻す気になれば戻せるのか。

事務局：社協には理事会も評議会もあるので、その中で検討される。

委員：今社協の話で、合併後に全部佐野の方に合わせたと言っていたが、田沼・葛生にも合わせた部分がある。結局3つの1市2町が合併したから、いろいろな話をした上で決まったものである。例えば何々がこうなったから、うちのほうはこうじゃなかったものがこうなったというような話が細かいところではあるが、合併するということはかなりリスクを負うものと、それから今までなかったものが、例えば交通の便が良くなったとか、バスが通ったとか、そういったものがあるあり、そういうことを全部やっていくと一概に佐野市に合わせたのが悪いとか、田沼に合わせた方がいいとか言えないだろう。

会長：皆さんの意見を合併協議会でやったから、あちらこちらというのはない。

委員：公共施設の見直しで、利用頻度の少ない施設とあるが、なぜ利用頻度が少ないのか、あるのに使わないのはなぜか、老朽化したら使えないのではなく、少し手入れをしたらなんとかなるのではないかとということも話しながら、利用頻度の高い施設というのはなぜみんなが行くのか、交通の便がいいのか、それとも職員の対応がいいのか、施設を訪ねたり、その方たちの話を聞いたりして、使い勝手のいいものにするにより利用増につながるのであれば、少しのお金を出して、きれいにして、どんどん使い勝手のいいようにしていく。その近くの人たちが使いたいのに使えないっていうのが一番つらい。また農地等では、ここをこういう風に使いたいと市民が思っても、何とかがあって使えない、ここはこんなもの建ててはだめだというような法の縛りがあるところがある。行政の力で、何とかそういうところはちょっと市民に良いようにできないだろうか。それと佐野の空き店舗とかにしても、これもやはり町会が鍵を管理している。そこを始終開けておくには誰が必要なのかとかいろいろな条件があるが、そういったものもその町会、地域が何を求めているのかということのをまずきちっと話し合いをもつということもあると思う。それと社協と福祉課の話が出ていたが、同じような調べを2回も3回も、課が別々だから行わなけ

ればならず、民生委員が振り回されているのを見ている。それからイベントやお祭りを年間にするとかかなりな数を佐野市では行っている。それも各団体1つ1つ違うところでイベントをやっているのでも、それもやはり統廃合ではないが、同じようなものをするのであれば1つにまとめ、資金を減らした上ですばらしいものに作り上げていくというようにして、それこそ民間活力の活用という部分につながっていくだろう。また、指定管理者制度を随分導入しているが、われわれの感覚と違って厳しいところがあるから、一概に指定管理者にして経費を節減したからといって、市民サービスになるのか。最後に、市長が田沼葛生に行って職員と話しながら市長決裁を行っていることがとてもいいものになっていると話していた。そういうことも含めて、中山間部に行くと、書類1つ取るにしてもバスに乗って行き、書類をいっぱい書かなければならず、1つ間違ったら印鑑を取りに戻らなくてはならないとか、そういったものが結構ある。やはり最初の市民サービスの向上となれば、公民館に出張所ではないが、この日はこういう手続きが全部出来る、市がそういうものを代行してくれるようなことがあると、もっと市民サービスになるのではないか。

会長：いまの発言を大いに尊重して織り込んでもらいたい。最後に4の組織と人事管理の見直しを簡単に説明して下さい。

事務局：説明（基本方針4）

会長：自ら律する思いがあり、是非こういう考え方で具体的に、是非作っていただきたいとお願いする以外あまりないと思うが、何かありましたらご助言をいただきたい。

委員：これを具体的に進めていただくということによろしいと思う。この評価制度というのは難しいと思うし、定員の適正化というのが、以前何万人に何人という割合があったが、それが具体的に適正なのかどうかというところがちょっとあいまいな気がする。その方向に進むことについては、やらざるを得ないので、お願いしたいというぐらいだ。

委員：人材育成基本方針とあるが、実際その職員研修というのはどのくらいあるのか。

事務局：現在人材育成基本方針に基づいて研修計画が出来ていて、まずは集めて研修する集合研修と、それから職場ごとに日常の業務をしながら上司から指導を受ける職場研修（OJT）、その2本がまず基本にある。集合研修では、市単独でやっている研修、県の自治研修所で行っている研修、それから足利市と一緒にやっている研修がある。その本数については階層別に、例えば主査の年代や管理者の年代、あとは新採職員

の年代と様々で、30 からの本数は用意されている。

委員：人材育成は非常に大事だ。個人個人の意識改革っていうのも非常に必要だと思うが、先ほど見直しの話でも出ていたが、これらも含めて研修が必要だと思うので、できる限り研修をお願いしたい。

委員：最近、観光立市専門の組織が出来たが、普通のイメージだと役所の方は大体 3 年くらいで変わってしまう。定員の適正化という言葉があるが、では適正な人材配置という部分でやはり民間とは大分ずれがある。例えば専門性に特化した人が長く続かず、全く分からない人が入ってきて、前に進んでいけない。特にこれから例えばまちの活性化や中心市街地、あるいは高齢者に対する、社会に対する対処には、特化した部門の中で専門性を持った人がある程度残っていくような形になっていかないと。これから市自体が、どういう計画を持つかという時代になってきた。そうすると専門性に特化した部分というのがどんどん強くなっていかないと、成り立っていかない状況が出てくるだろう。極端な例だと、水戸は編入合併だったので、職員が切られ、水戸市の職員だけが残っているという状況で、結局町から市に入った人がものすごく負担があり、その能力に追いつくためにそれだけの努力をしなくちゃいけない。実際そういうことは、現在佐野市の中でもそういう人材育成、あるいはそういう行政のあり方なり、仕事なり、質なり、一生懸命努力していかなくちゃいけない、教育していかなくちゃいけない、そういう段階にあると思う。一方で例えば鳥獣被害とかそういう部分ではもう葛生の人たちとか特化している。対等合併したわけだから、ある程度そういった部分というのも一緒に評価して、適正な人材配置やその継続というのも必要ではないだろうか。

委員：これからが本当の正念場だろうと思う。農協も合併して来年 10 年になるが、ようやく落ち着いてきたという感じだ。やはり人材育成というのは非常に大事で、同じ仕事でも、やり方そのものが違ったから、そこで大分苦労はしていたが、何とか落ち着いてきた。それと公共施設の見直しというのがあったが、やはりこれから大変だと思う。合併した関係で、今まで使っていたものが使わなくなったというものが出てくると思う。農協も統廃合を何とか進めてきたし、もう少し何とかしなくちゃならないと思う。実際幾日も使わない施設があり、そういった部分もこれから見直していかないと、大変なことになるという気がしている。役所に行ったり、公民館などを借りたり、すばらしい建物が出来ていて、あれをいかに有効利用できるか、あるいはこれはもういらぬのではないかという施設もあるだろう。山奥の支店を統廃

合したということもあるが、やはり地区の方に如何になくなった以上にサービスが出来るかということややっているから、市のほうも十分に考慮して見直しをしていただきたい。

委員：役所は任期というのがあるか。この課に何年いると異動だという決まりみたいなものは別はないのか。金融関係だと大体何年というのになっている。

委員：市民との協働というのは結構なことで、今行政だけでは何も出来ない。市民との協働で対策しないと、これからどうしようもなくなる。今イノシシ、シカ、サル、クマ、そういうのが民家のそばまで出てきているが、大変だと言っても何の手の打ちようもない。地元の人と行政が協働で何か対策をしないと、どうしようもないことになるだろう。もう行政ばかり頼ってられないし、地元の皆で何かしら協働でやらないと対策にならない。

委員：作物を作らせている以上やはり大変で、今イノシシでも嫌うものというので生姜なりニンニクなりをそういったところへ作らせようと言っているが、やはり適地適作ということがある。その点も行政なり、あるいはその他の方たちと連携してやっていかないとまったく出来ないと思う。

委員：学校の統廃合というのはこの平成 22 年から 25 年の間に何か計画はあるのか。

事務局：ここで言う公共施設の見直しは、市民サービスに使われている体育館や運動場、あるいは公民館を念頭に置いている。それだけでも 370 とか相当な数で、その運営の見直しをしなければならぬだろうということが論じられている。学校については、学校も確かに市の施設ではあるが、教育委員会という市長とは独立した所管になっているので、当然今後児童数が減少していけば懸案になってくると思うが、ここからは外れるだろう。

委員：お年寄りが町内で憩う場所がない、公民館でやりたいのだけども鍵がない、出入りできない。そういう場所がないため、閉じこもりになるとか、連帯意識がなくなっていく。そこで学校の統廃合によって空き教室が出てきて、そこを地域の住民にある程度解放してシルバー大学とか、公民館で出来ないような何か健康の問題、それから高齢の問題とかをそこで、すぐ近くで学べるような何かが、そういうのが出来ないのかと考えている。

会長：他市ではやっている。

事務局：参考とする。

( 2 ) その他

事務局：委員提供の資料配布

委員：参考になると思うので、読んでいただければと思う。

4 . 閉 会